

食品接触材料安全センターメールマガジン No.37（2022年4月下旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

■食品接触材料安全センターの組織と事業紹介シリーズ

食品接触材料安全センターの組織と事業紹介（ポリ衛協承継基準管理委員会）

食品接触材料安全センターは、旧衛生協議会の事業を継承しましたが、この事業継承をきめ細かく行うため、3つの委員会が設立されています。今回はポリ衛協承継基準管理委員会を紹介します。

改正食品衛生法が2020（令和2）年6月1日に施行され、国は食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト（PL）制度を導入しました。一方、旧ポリオレフィン等衛生協議会では、40年以上にわたり、自主基準PL制度を運用していましたが、2021年4月に食品接触材料安全センターがポリ衛協承継基準として継承しました。ポリ衛協承継基準には、国が包括管理とした色材や、厚労省から会員説明会でPL対象外にするとの説明があった無機物質なども含まれており、国PL制度を補完する基準として、会員からのニーズがあります。

ポリ衛協承継基準管理委員会は、委員長以下十数名の委員で構成されており、以下のような活動を行っています。

- ・ポリ衛協承継基準PL（色材、無機物質等を含む）へ新たに掲載することを申請された物質の安全性評価と掲載審査

- ・ポリ衛協承継基準（審査基準、試験法など）の制定、改廃

- ・国内外の関係法令、安全性情報などの調査・研究

これからもポリ衛協承継基準の運用を通じて、食品接触材料の安全に貢献していきたいと考えています。

■PL制度における既存物質の再整理とPL制度の改編について

PL制度における既存物質の再整理とPLの改編について

先回、改編PLにおける基材リスト（基ポリマー）の全体像を紹介しました。基ポリマーリストがモノマーベースとされることで、従来のポリマーベースのリストとの関連性（紐付け）を明確することが求められます。

厚労省は、モノマーをコード化することでこの問題に対処しようとしています。下の図で、材質区分 1 を構成する主要モノマーの一つホルムアルデヒドには【1a-102】というコードが割り当てられたことが確認できます。

またポリマーを構成するモノマーは、「必須モノマー」と「任意の物質」に整理されます。「必須モノマー」とは、大分類を材質区分、小分類を個々のポリマーとしたとき、中分類に当たるポリマーGrを代表するモノマー、一方、「任意の物質」とは、小分類に当たる個々のポリマーを特徴付ける物質とすれば分かり易いのではないのでしょうか。

間もなく公表される再編リストについて、まず、あなたの事業に係る物質が確実に収載されていることの確認作業が求められますが、特にモノマーベースとなった基ポリマーリストは、これまでのようにポリマーの CAS 番号で直接特定できないことから、従来の作業より時間がかかることに留意する必要があります。

② 第 1 表 (基材) の改編 <具体例> ※3/23 時点案

(旧) 第 1 表(1)

25. 尿素・ホルムアルデヒド共重合体 尿素・ホルムアルデヒド共重合体	【1a-704】・【1a-102】共重合体
30. フェノール・ホルムアルデヒド共重合体 フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	【1a-705】・【1a-102】共重合体
31. フェノール・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体 フェノール・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	【1a-705】・【1a-102】・【1a-709】共重合体
34. ポリアセタール オキシラン・1, 3, 5-トリオキサソラン共重合体	【1a-701】・【1a-101】共重合体
1, 3-ジオキサソラン・1, 3, 5-トリオキサソラン共重合体	【1a-703】・【1a-101】共重合体

- ◆ 収載方法 (原料基礎名→モノマー単位) の変更
- ◆ 基材の98%超が (新) 第 1 表に収載のモノマーで構成 (第 1 表(3) の撤廃)
- ◆ モノマーをコード化して改編前後を紐付け

(新) 第 1 表

1a ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体		以下の必須モノマー (1 種以上) と任意の物質 (1 種以上) からなる重合体
必須モノマー		
1, 3, 5-トリオキサソラン	【1a-101】	
ホルムアルデヒド	【1a-102】	
任意の物質		以下の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
エチレングリコール又はオキシラン	【1a-701】	基材の構成成分に対して 6 % 以下であること。
1, 3-ジオキサソラン	【1a-703】	基材の構成成分に対して 6 % 以下であること。
尿素	【1a-704】	
フェノール	【1a-705】	
任意の化学処理		重合体の処理に限る。
メチル化処理	【1a-901】	

(2022 年 3 月 23 日 審議会部会資料より)

■お知らせ

食品接触材料に関する内外の動き

- 厚労省「令和3年度全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議資料」（4月5日掲載）
食品基準審査課関連：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000925093.pdf>

- 厚労省「令和4年度輸入食品監視指導計画」（3月28日掲載）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24658.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000759467.pdf>

- 3月28日内閣府「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（第14回）」議事要旨

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuukoku_kisei_kaigi/dai14/gijiyousi.pdf

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（令和4年3月4日）

<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/208/index.html>

法改正のポイント：輸出促進団体認定制度創設、認定輸出事業者支援拡充、輸出証明書迅速発行体制整備。

- 3月10日オランダ政府広報「日本は食品接触材料のPLを改訂へ」

<https://www.agroberichtenbuitenland.nl/actueel/nieuws/2022/03/10/japan-to-amend-positive-list-for-food-contact-materials>

- 3月29日韓国環境部「告示」

https://kcia.or.kr/home/edu/edu_01.php?type=view&no=14476&ss=page%3D%26skind%3D%26sword%3D%26ob%3D

包装材料のリサイクル性データに係る情報（製品及び包装材料の出荷量、輸入量）の提出を求める（期限毎年4月15日）。

- 3月15日中国国家市場監督管理総局「「蓮根の品質に関する一般規則」など18件の推奨国家標準（案）への意見募集」

https://www.samr.gov.cn/bzjss/zqyj/202203/t20220315_340440.html

「食品容器用錫メッキ又はクロムメッキ鋼板の品質に関する一般規則」GB/T xxxx-202x

<https://www.samr.gov.cn/bzjss/zqyj/202203/P020220315395600789481.pdf>

「食品金属容器内壁コーティングの耐食性及び緻密性の決定-電気化学的方法」 GB/T xxxx-202x

<https://www.samr.gov.cn/bzjss/zqyj/202203/P020220315395602096262.pdf>

「食品金属容器内壁コーティングの耐酸性、耐硫黄性及び耐塩性の決定」GB/T xxxx-202x

<https://www.samr.gov.cn/bzjss/zqyj/202203/P020220315395602697966.pdf>

●3月15日国家市場監督管理総局「市場監督管理総局「全国重点工業製品質量安全監督管理リスト（2022年版）を公布する通知」

https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zljdj/202203/t20220316_340519.html

食品用プラスチック包装容器器具等製品（生産実施許可証管理）などを監査する省、市が示されている。

●4月8日中国食品工業協会「「食品包装密封性非破壊検査真空減衰法」業界標準プロジェクト計画に関する意見募集」

<http://www.cnfia.cn/archives/25336>

●3月24日、欧州委員会健康総局（DG SANTE）植物動物食品飼料常任委員会（SC-PAFF）新規食品毒性学安全部会は、「食品接触用リサイクルプラスチック材料及び成形品に係る、及び規則（EC）No 282/2008を廃止するxxx付欧州委員会規則（EU）.../...」を上程し審議した。3月29日～4月4日書面協議が行われた。

[https://ec.europa.eu/transparency/comitology-](https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282022%29548/consult?lang=en)

<register/screen/meetings/CMTD%282022%29548/consult?lang=en>

[https://ec.europa.eu/transparency/comitology-](https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/079492/3/consult?lang=en)

<register/screen/documents/079492/3/consult?lang=en>

●4月21日欧州委員会健康総局（DG SANTE）植物動物食品飼料常任委員会（SC-PAFF）新規食品毒性学部会アジェンダ

https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-04/reg-com_toxic_20220421_agenda.pdf

A.01 食品に含有されるミネラルオイル：2021年12月 Foodwatch report へのフォローアップ

●4月6日 ECHA「ビスフェノールに特定された物質のグループ評価が制限に必要」

<https://echa.europa.eu/-/group-assessment-of-bisphenols-identifies-need-for-restriction>

●独 BfR 「食品接触材料に関する BfR 推奨データベース」 2022 年 4 月 1 日改訂分

https://bfr.ble.de/kse/faces/DBEmpfehlung_en.jsp

XIV. ポリマー分散剤

<https://bfr.ble.de/kse/faces/resources/pdf/140-english.pdf>

XXI. 天然及び合成ゴムによる日用品

<https://bfr.ble.de/kse/faces/resources/pdf/210-english.pdf>

XXI/1. 食品接触天然及び合成ゴムによる日用品

<https://bfr.ble.de/kse/faces/resources/pdf/211-english.pdf>

XXXVI. 食品接触用紙及び板紙

<https://bfr.ble.de/kse/faces/resources/pdf/360-english.pdf>

XXXVI/1. 調理用紙、ホットフィルタ紙及びフィルタ層

<https://bfr.ble.de/kse/faces/resources/pdf/361-english.pdf>

XXXVI/2. 베이킹用紙及び板紙

<https://bfr.ble.de/kse/faces/resources/pdf/362-english.pdf>

LI. 揚げ物、調理及び 베이킹用器具のための耐熱ポリマーコーティング

<https://bfr.ble.de/kse/faces/resources/pdf/510-english.pdf>

●3 月 19 日デンマーク消費者評議会「メラミン製カップ：メラミンからの不要な化学物質の移行」

<https://taenk.dk/kemi/english/melamine-cups-migration-unwanted-chemicals>

●3 月 9 日スイスリサイクル協会「プラスチック包装と飲料カートンのクローズサイクル」

<https://www.swissrecycling.ch/de/aktuell/detail/kreislaeufe-fuer-kunststoff-verpackungen-und-getraenkekartons-schliessen>

●3 月 16 日 US EPA 「EPA は、商取引における PFAS に対処する措置を引き続き講じる」

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-continues-take-actions-address-pfas-commerce>

●4 月 11 日米国上院健康教育労働住居委員会発 FDA 宛て書簡

<https://www.help.senate.gov/imo/media/doc/220411%20Murray%20FDA%20Letter%20Ore%20Food%20Safety%20Issues.pdf>

食品及び食品包装に夾雑している重金属の速やかな実態調査実施を促す。

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>)

ー JCI の個人情報の取扱いに関しましては、JCI ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 (<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info-fcmcs@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCI) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmcs@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>